

浜松出世パーク「葵広場」使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家康プロジェクト推進事業に関する協定書第2条に基づいて実施する浜松出世パーク内の葵広場（以下「広場」という。）におけるイベントの開催等について、必要な事項を定めるものとする。

(運営管理者)

第2条 家康プロジェクト推進協議会を広場の運営管理者（以下「運営管理者」という。）として定め、広場におけるイベントの開催等に関する事務を行うものとする。

(申請主体)

第3条 広場の使用を申請することができる者は、法人その他の団体のみとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、申請することができない。

- (1) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする団体
- (2) 集団的及び常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある団体
- (3) その他、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(対象事業)

第4条 広場は、次に定める事業に限り使用することができる。

- (1) 大河ドラマ「どうする家康」放送を活用した地域振興に関する事業
- (2) 地域産業の振興に関する事業
- (3) 浜松市への観光誘客及びシティプロモーションに資する事業
- (4) 浜松市と連携する都市のプロモーションに関する事業
- (5) 前各号に定めるものの他、運営管理者が特に認める事業

(使用制限)

第5条 広場では、次の各号のいずれかに該当する事業は、実施することができない。

- (1) 営利を主目的とした事業
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある事業
- (3) 特定の個人の利益になる事業
- (4) 集団的及び常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある団体の利益になる事業
- (5) 特定の政治団体、宗教団体等の利益になる事業
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類する事業
- (7) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められる事業
- (8) 広場の管理運営上支障があると認められる事業
- (9) 騒音、臭気の発生その他近隣住民等へ迷惑が生じるおそれがあるもの
- (10) 法令で禁止され、又は法令に抵触するおそれがある事業
- (11) その他、使用を制限することが必要であると運営管理者が認める事業

2 演奏その他音が出る事業を開催する場合は、運営管理者と協議の上、決定する。

(使用範囲)

第6条 広場の使用範囲は、浜松出世パーク「葵広場」広場使用区分（別紙2）のとおりとする。

2 広場の使用範囲は、使用期間内において複数選択することができる。

(使用期間)

第7条 広場の使用期間は、1申請につき連続2日間を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、運営管理者が特に必要と認めた場合にあっては、1申請につき連続2日間を超えて引き続き使用することができるものとする。

(使用時間)

第8条 広場の使用時間は、原則として、午前10時から午後6時までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、申請者と協議の上、運営管理者が決定するものとする。

(1) 使用に係る設営及び撤去に時間を要する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、運営管理者が実施する事業の特性上、時間外の使用を認めることが必要であると運営管理者が認める場合

(使用料金)

第9条 広場の使用料金は、別表1のとおりとし、第11条に規定する使用承認を受けて広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、原則として、使用日の30日前までに使用料金を運営管理者が指定する方法により支払わなければならない。

(使用申請)

第10条 広場の使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、使用申請書（第1号様式）及び事業計画書（別紙1）を運営管理者へ提出しなければならない。

2 申請は、運営管理者が定める方法によるものとする。

3 申請は、原則として、使用希望日の90日前から受付を開始し、同日に使用希望日が重なった場合は先着順とする。ただし、運営管理者が他の事業との調整が必要と認める場合にあっては、申請者と協議の上、使用日及び使用時間を変更することができるものとする。

4 広場の使用申請受付日及び使用期間については、別表1のとおりとする。

(使用承認)

第11条 使用申請書の提出があった場合、運営管理者は申請内容を審査し、使用の可否を申請者により通知するものとする。

2 運営管理者は使用を承認するものと認める場合、使用承認書（第2号様式）を発行する。

3 運営管理者が必要と認める場合、前項の使用承認に条件を付することができる。

(使用承認の取消し)

第12条 運営管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、使用者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広場の使用を取消し又は制限若しくは停止をすることが

できる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 使用の条件に違反したとき。
- (3) 各種法令又は本要綱に違反している又はそのおそれがあるとき。
- (4) 運営管理者の指示に従わなかつたとき。
- (5) 災害その他の事故等により広場の使用ができなくなったとき。
- (6) 工事その他の都合により運営管理者が特に必要と認めたとき。
- (7) 管理運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

(変更申請)

第13条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、原則として、使用日の30日前までに変更申請書（第3号様式）を運営管理者へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、変更の内容が軽微な場合にあっては、使用者は運営管理者と協議の上、変更申請書の提出を省略することができる。

3 第11条の規定は、第1項の規定により変更申請書が提出された場合について準用する。

(使用の取下げ)

第14条 使用者は、広場の使用を取り下げようとするときは、原則として使用日の30日前までに使用取下げ書（第4号様式）を運営管理者へ提出しなければならない。

(使用料金の不還付)

第15条 既納の使用料金は、還付しない。ただし、運営管理者は特別の理由があると認め場合は、当該使用料金を還付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第16条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(原状回復)

第17条 使用者は、使用時間内において原状回復の義務を負うものとし、事業終了後に広場を清掃し、ごみ等は全て持ち帰らなければならない。

2 前項の規定は、第12条の規定により使用承認が取り消された又は使用を停止された場合も同様に適用する。ただし、運営管理者が原状に回復することが不適当と認めた場合は、この限りではない。

(損失の補償・損害の賠償)

第18条 使用者は、広場の使用によって浜松市若しくは運営管理者又は第三者に損失又は損害を与えた場合、使用者の責任において、その損失を補償し、又は損害を賠償しなければならない。

2 第12条の規定による使用承認の取り消しにより使用者その他当該事業の関係者に発生した損害については、浜松市及び運営管理者は一切の責任を負わない。

3 使用者は、広場の使用前に毀損又は汚損等を発見した場合、速やかに運営管理者に報告

しなければならない。

(使用者の責任)

第19条 事業の実施に当たっては、使用者は運営管理者に対して、次に定める内容を保障

しなければならない。

(1) 事業に関する一切の責任は、使用者が負うこと。

(2) 事業が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 事業に関する一切の権利処理が完了していること。

(4) 浜松市又は運営管理者に対して、事業に関連して損失又は損害を被ったという請求
がなされた場合、使用者はその責任及び負担において解決するものとし、浜松市及び
運営会理者に一切の負担が及ばないよう対処すること。

附 則

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

別表1（第9条関係）

【料金区分】※広場使用区分については、別紙2参照

広場区分	使用料金		電気料金 (使用する場合)	水道料金 (使用する場合)
	午前・午後 (4時間)	全日		
スペース A・B・C	各 ¥10,000	各 ¥20,000	¥2,000	¥2,000
スペース D・E	各 ¥5,000	各 ¥10,000		

使用申請受付日：令和5年3月20日（月）から

広場使用期間：令和5年3月25日（土）から令和6年1月14日（日）まで

広場使用時間：①全日（10:00～18:00） ②午前（10:00～14:00） ③午後（14:00～18:00）

※使用時間には、準備及び片付けを含む。

※使用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合、延長料金としてスペース
A・B・C にあっては1時間につき各2,500円、スペースD・Eにあっては各
1,250円を追加で支払うこととする。

事業区分	使用料金	電気料金・水道料金 (使用する場合)
浜松市及び浜松市教育委員会による主催、共催及び後援事業 ※事業共催・後援承諾通知書または副申書（第5号様式）を付すこと	無料	無料
その他事業	満額	満額